平成２７年（フ）第４９８４号
東京都練馬区西大泉４丁目２－６　第３西コーポ102
債務者　小見　安功
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９８７号
東京都狛江市東和泉１丁目16－３　みずほ３302
債務者　丹羽　彩香
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９８８号
東京都練馬区上石神井南町４－42－102
債務者　平　まり子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９９７号
東京都板橋区高島平９丁目１－５－1425
債務者　斉藤　秀和
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９９８号
東京都大田区西蒲田３丁目22－２　益田方102
債務者　鈴木　順和
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５０００号
東京都多摩市永山２丁目16－１－102
債務者　市川　智之
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５００１号
東京都練馬区上石神井１丁目43－１－307
債務者　クイン沙織（旧姓ユトリ）
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５００３号
東京都練馬区豊玉南２丁目11－14
債務者　浦野　佑美
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５００４号
埼玉県草加市神明１丁目10－17－302
債務者　古川　　彩（旧姓村山）
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５００５号
東京都墨田区東向島５丁目25－５－201
債務者　横洲　正則
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５００６号
東京都八王子市千人町２丁目３－10　居酒屋２階
債務者　日向　智子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５０１３号
東京都青梅市東青梅５丁目14－４　コーポアトラス２号室
債務者　武内　貞人
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５０１５号
東京都世田谷区等々力２丁目22－４－101
債務者　小圷　　勝
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５０１６号
東京都江戸川区新堀１丁目27－15－402
債務者　谷口　樹里
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５０１７号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保224－１
キャッスルメジェール第３三芳307号
債務者　奈良　治道
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部